

柔軟な働き方（自営型テレワーク・雇用類似の働き方） に係る就業環境の整備

趣旨・目的

いわゆるフリーランス等の雇用類似の働き方については、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、紛争が生じた際の相談窓口等について支援が必要である旨が指摘されているなど、ニーズがあり、同検討会の中間整理（令和元年6月28日）において特に優先的に取り組むべき課題と整理された。

また、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）においても、「厚生労働省は、いわゆるフリーランス等の雇用類似の働き方の者を対象にハラスメントや発注者との契約等のトラブル等に関して、関係省庁との連携の下、当事者等が相談できるワンストップの窓口を整備・周知し、相談支援の充実を図る。」とされている。

こうした状況や、上記検討会で示されたJILPTの「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」を踏まえ、雇用類似の働き方をされている方が発注企業とのトラブル等について相談できる窓口を整備する。

※なお、自営型テレワークの就業環境を良好なものとするため、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の改定（平成30年改訂済み）並びに周知徹底及び遵守を図ることが求められているため、合わせてモニタリング事業も実施する。

事業概要

○ 雇用類似の働き方に係る相談支援事業・自営型テレワークに係るモニタリング（委託事業）

- ・ 弁護士による電話・メールによる一般相談
 - ・ 弁護士による高度な専門性を要する面談等による個別具体的な高度相談
 - ・ 裁判外紛争処理手続（ADR）による迅速かつ穏便なトラブルの調停
 - ・ 以上に加え、自営型テレワークの良好な環境整備のためのモニタリング調査、相談事業の周知のためのインターネット広告等実施
- ※第二東京弁護士会が受託（同会所属のフリーランスや労働関係に詳しい弁護士が、相談員・調停員として関与）
※相談内容が独禁法・下請法の申告案件の場合には、関係行政機関へ

【相談支援のイメージ】

《トラブルの例》

- ・ 報酬を払ってもらえない
- ・ 契約書を明示してもらえない
- ・ 成果物を受け取ってもらえない
- ・ ハラスメントを受けて精神的に辛い



民法など契約関係の法律等に基づいてアドバイス

一般相談

必要に応じ
移行

高度
相談

必要に応じ
移行

A
D
R



解決

※独禁法・下請法の申告案件の場合は関係行政機関へ